

# 社会福祉法人箱根町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日  
箱社協規程第 35 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人箱根町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、常勤役員と非常勤役員をいう。

2 常勤役員は、会長及び常務理事をいう。

3 非常勤役員は、理事及び監事をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、報酬及び通勤手当（以下「報酬等」という。）、及び職務のために出張したときは、交通費の実費相当額を費用弁償として支給する。

2 非常勤役員については、報酬等は支給しない。ただし、理事会に出席したときは、交通費の実費相当額を費用弁償として支給する。

## (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員の報酬は、別表1に定める額とする。

2 通勤手当については、社会福祉法人箱根町社会福祉協議会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第9条の規定に準ずる額とする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月20日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第6条に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人主義の金融機関名義口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給することができる。

## (公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

社会福祉法人箱根町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程（昭和61年7月28日箱社協規程第14号）は廃止する。

別表1 常勤役員の報酬

会長 月額 20,000円  
常務理事 月額 80,000円

# 社会福祉法人箱根町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日  
箱社協規程第 36 号

## (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人箱根町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## (費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、交通費の実費相当額を費用弁償として支給する。

## (改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。